

公立学校共済組合・互助会給付一覧表

R6.10.1

公立学校共済組合佐賀支部 TEL(0952)25-7225 FAX(0952)25-8133
 (一財)佐賀県教職員互助会 TEL(0952)25-7092 FAX(0952)24-2204

給付事由	共済・互助別	請求フェック欄	給付済フェック欄	給付名	給付概要	請求方法
病氣や負傷	共済			療養の給付 家族療養の給付	組合員(被扶養者)が病院で組合員証(被扶養者証)を使用して診療を受けたとき 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担(3割窓口負担) ※被扶養者が6歳に達する日以降の年度末まで(2割窓口負担) 70歳以上(現役並み所得者を除く)(2割窓口負担)	自動給付
				入院時食事療養費	組合員(被扶養者)が病院で食事療養を受けたとき 給付額 食事に要した費用から自己負担額(原則として1食につき460円)を控除した額を共済が負担	
				訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員(被扶養者)が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき 給付額 指定訪問看護に要した費用のうち7割を共済が負担	
				一部負担金払戻金 家族療養費附加金	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が、25,000円(注1)を超えているとき 給付額 窓口負担額(3割)から25,000円(注1)を差し引いた額(100円未満切捨て)	
			高額療養費	組合員(被扶養者)の保険適用の窓口負担が一定額(注2)を超える場合 給付額 窓口負担額のうち自己負担限度額(注2)を超えた額		
			療養費 家族療養費	①組合員(被扶養者)がやむをえない事情により組合員証(被扶養者証)を使用しないで病院で受診したとき ②組合員証(被扶養者証)が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合(コルセット等の治療用器具、はり、きゅう、マッサージ等) ※①②ともに共済組合が認めた場合 給付額 総医療費のうち7割を共済が負担(3割は自己負担)	請求書提出	
			ファミリー応援金	組合員が高度障害状態に該当したとき 給付額 50,000円		
病氣や負傷	互助会			医療補助金	【会員】保険適用の診療の内、共済組合で給付されない額から700円を控除した額の50%を給付 【扶養家族】保険適用の診療のうち、共済組合で給付されない額から1,500円を控除した額の40%を給付(100円未満切捨て) ◎自動給付(請求不要)	自動給付
				傷病見舞金	入院31日目から退院した日まで1日1,000円を給付(150日限度) ◎共済HPから様式(療養費・家族療養費)を取得し、互助会へ請求 ●臨時的任用職員は、対象外	請求書提出
結婚したとき	互助会			結婚祝金	会員が結婚した場合50,000円を給付 退職後3ヶ月までに結婚された場合も給付 ※「パートナーシップ宣誓」をされた会員の方も請求可能です。 →「宣誓書の写」または「宣誓書受領書の写」を添付して会員が直接提出 ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	請求書提出
出産等したとき	共済			出産費(同附加金) 家族出産費(同附加金)	組合員(被扶養者)が出産したとき(出産のみでなく、死産および妊娠85日以上の流産も対象となります) 給付額 488,000円(附加金50,000円) ※産科医療補償制度対象分娩の場合、12,000円を加算して50万円を支給	請求書提出
				出産手当金	組合員が出産のために学校等を休み、給与が減額されたとき 給付期間 出産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、出産後56日 給付額 1日につき「出産手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額」の平均額×1/22×2/3	
	互助会			出産手当金	会員が出産した場合、子供1人あたり50,000円を給付 被扶養配偶者が出産した場合、会員の1/2の額を給付 ※妊娠4ヶ月(85日)以上の異常分娩も含む ◎共済HPから様式(出産費等請求書)を取得し、共済組合へ請求	共済組合へ請求書を提出すると一緒に給付
			妊産婦検診料補助金	妊娠から出産するまでの間において、妊産婦検診を受けた場合 会員の場合10,000円を給付 被扶養配偶者の場合5,000円を給付 ※妊娠4ヶ月(85日)以上の異常分娩、流産、死産を含む ※流産または死産の場合は、それまでの間の月数に会員は1,000円、被扶養配偶者は500円を乗じた額 ◎出産手当金と同時請求(様式を兼ねています)		

(注1)標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

(注2)高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の者)

(注3)標準報酬の日額 標準報酬の月額÷22

(注4)標準報酬の月額 実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額

給付事由	共済・互助別	請求チェック欄	給付済チェック欄	給付名	給付概要	請求方法
死亡したとき	共済			埋葬料(同附加金) 家族埋葬料(同附加金)	組合員(被扶養者)が死亡したとき 給付額 50,000円(附加金25,000円)	請求書提出
				弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬月額(注4)	
				家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額 標準報酬月額(注4)の7割	
				ファミリー応援金	組合員が死亡したとき 給付額 50,000円	
	互助			死亡弔慰金	会員本人…800,000円 被扶養配偶者…150,000円 被扶養者…70,000円(生後1月までの乳児…35,000円) ◎会員本人の場合、互助会から送付の専用様式で、互助会へ請求 ◎被扶養(配偶)者の場合、共済HPから様式を取得し、共済組合へ請求	請求書提出
				遺児奨学金	18歳までの遺児1人につき月6,000円を給付(12年間限度) ◎死亡弔慰金(会員本人)と同時請求(様式を兼ねています)	
休職等したとき	共済			育児休業手当金	組合員が育児休業をした場合 給付期間 対象となる子が1歳に達するまでの期間(ただし、子が1歳に達した日以後について保育所に入所できない等、特別の事情に該当する場合に限り、最大2歳に達する日まで延長) 給付額 1日につき最初の180日までは標準報酬日額(注3)×67/100、180日経過後標準報酬日額(注3)×50/100(給付上限相当額あり)	請求書提出
				介護休業手当金	組合員が介護休業をした場合 給付期間 介護休業の日数を通算して66日を超えないもの 給付額 1日につき標準報酬日額(注3)×67/100 ※報酬の一部が支給される場合は、給付額が調整されます。	
				傷病手当金(同附加金)	組合員が公務によらない病気やけがで勤務できなくなったとき 給付期間 傷病手当金 1年6月 同附加金 6月(上記終了後)(退職後は給付対象外) 給付額 1日につき「傷病手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の平均額」×1/22×2/3	
	互助会			介護休暇給付金	公立学校共済組合の給付期間(3ヶ月)終了後、その後の3ヶ月について、減額された給料額に60/100を乗じた額を給付(100円未満切捨) ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	請求書提出
				休業手当金	共済組合の傷病手当金付加金支給満了後、月100,000円を給付 ◎共済HPから様式を取得し、互助会へ請求 ●臨時的任用職員は、対象外	
				療養見舞金	疾病により休職した場合、休職発令後、6月毎に60,000円を給付 ◎自動給付(請求不要) ●臨時的任用職員は、対象外	自動給付
			介護見舞金	公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたとき、又は引受保険会社所定の要介護状態に該当し、その状態が180日以上継続したとき、20万円を給付 ※団体生活保険の加入に同意した会員に限る。	請求書提出	
災害に遭ったとき	共済			災害見舞金	組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき (損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください) 給付額 損害の程度により標準報酬月額(注4)の3ヵ月分～0.5ヵ月分	請求書提出
	互助会			災害見舞金	損害の程度により、50,000円～500,000円を給付 ※住居又は家財の1/5以上が損失 ◎共済HPから様式を取得し、共済組合へ請求(災害に遭われたら、すぐに互助会へご連絡ください)	請求書提出

(注1)標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

(注2)高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の者)

(注3)標準報酬の日額 標準報酬の月額÷22

(注4)標準報酬の月額 実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額

給付事由	共済・互助別	請求チェック欄	給付済チェック欄	給付名	給付概要	請求方法
永年記念として	互助会			リフレッシュ助成	在会10年目………20,000円を給付 在会20・30年目……40,000円を給付 ◎自動給付(請求不要) ●臨時的任用職員は対象外	自動給付
退職するとき	互助会			預り積立金	旧現職部積立金[月600円＋給料(調整額を含む)の1/1,000]の累計を退職時に給付(互助会加入が平成28年3月以前の方) ●臨時的任用職員は対象外	自動給付
				会費積立金	給料(調整額を含む)の5/1,000の累計を退職時に給付 ●臨時的任用職員は対象外	自動給付
余暇を楽しむとき	互助会			エンジョイサポート	会員が、スポーツ活動、芸術鑑賞、自己啓発を利用した場合、利用料金の1/2を給付(100円未満切捨) *1日ドック補助決定者…年度総額10,000円まで *補助決定者以外及び臨時的任用職員…年度総額20,000円まで ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	請求書提出
				宿泊補助	会員や会員の被扶養者が、互助会指定の宿泊施設を利用した場合「会員証割引事業」による割引対象の国内バック旅行で宿泊した場合1人1泊2,000円を給付(1会員あたり年度15泊まで) ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	
				海外旅行補助	会員が、「会員証」割引対象となる海外旅行に参加した場合、割引後の旅行代金の10%を給付(年度1回・10,000円を限度) ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	
				あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等施術料補助金	1日1回1,000円を給付(年度18回限度) ※保健所に開設届を出されているところに限る(カイロプラクティック等は給付対象外) ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	
のへき地校の勤務	互助会			非常災害等交通費補助	へき地校に勤務する会員が非常災害により定期交通機関が不通となり勤務にタクシーを利用した時 1回3,000円を限度 (通常の通勤に定期交通機関を利用しているへき地校勤務会員限定)	請求書提出
離島勤務の会員	共済			渡船チャーター補助事業	離島に勤務する組員又はその被扶養者が急病(早急に手当てを要する負傷を含む)を理由に渡船をチャーターした場合、その経費の一部を補助。	請求書提出
	互助会			離島校勤務者駐車料補助	離島校に勤務する会員が勤務や通勤のため駐車場を借りた場合 駐車料金の1/2を給付(100円未満切捨) (月額3,000円・年額36,000円を限度) ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	請求書提出
				宿泊補助(特殊)	離島校に勤務する会員及び被扶養者が気象状況により定期船が欠航し、やむを得ず内地の宿泊施設(唐津・東松浦地区)を利用した場合 会員及び被扶養者(満3歳以上)が宿泊した場合、1泊2,000円補助(泊数制限なし) ◎互助会HPから様式を取得し、互助会へ請求	

(注1)標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

(注2)高額療養費の自己負担限度額(70歳未満の者)

(注3)標準報酬の日額 標準報酬の月額÷22

(注4)標準報酬の月額 実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額